

虐待防止対策マニュアル

I. 目的

このマニュアルは、医療法人新生病院倫理規程の規定に基づき、病院における虐待の防止及び対策に関し必要な事項を定めることを目的とする。

II. 基本的な考え方

職員は、患者様の人権を尊重し、及び擁護し、並びに虐待の発生の防止に努めるとともに、虐待の早期発見及び早期対応並びに再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、及びこのマニュアルを遵守して、障害者福祉、高齢者福祉及び児童福祉の増進に努めるものとする。

III. 用語の意義

このマニュアルにおいて「虐待」とは、家族、職員等から患者様本人（以下「本人」という。）に対する障害者虐待、高齢者虐待及び児童虐待をいい、ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）を含むものとする。

IV. 障害者虐待

A. 定義

1. このマニュアルにおいて「障害者」とは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に規定する障害者をいう。障害者基本法では、「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を有していない者及び満18歳に達していない者を含むことに留意しなければならない。

2. このマニュアルにおいて「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

B. 類型

障害者虐待は、次の表のとおりとする。

区分	内容	具体例
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴力、体罰その他の暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体の動きを抑制し、又は身体を拘束することをいう。	① 平手打ちをする・殴る・蹴る・つねる ② 本人の意思にかかわらず、強制的に食べ物又は飲み物を口に入れる・やけどさせる・打撲させる ③ 車イス、ベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる ④ 本人の行きたい方向に意図的に行か

		せないようにする ⑤ 柱、イス、車イス、ベッド等に縛り付ける ⑥ 医療的必要性に基づかない投薬によって、動きを抑制する ⑦ ミトンやつなぎ服を着せて、動きを抑制する ⑧ 部屋に閉じ込める ⑨ 医療機関等の管理等の都合により、本来は必要のない薬を服用させる
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること、又は障害者をしてわいせつな行為をさせることをいう。	① 性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスをする ② わいせつな映像や写真をみせる・本人の前でわいせつな言葉を発する ③ 更衣、トイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影したりする ④ 援助に不必要な露出を意図的に強要する
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。	① 「バカ」「あほ」等の侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う ② 「そんなことをしたら退院させない」等の言葉による脅迫 ③ 仲間に入れない・子ども扱いをする・人格をおとしめるような扱いをする ④ 本人が自身で食事ができるのに、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする・業務従事者が提供しやすいように食事を混ぜる ⑤ 話しかけているのに意図的に無視する・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない ⑥ 異性の患者への看護援助に十分な配慮を行わない
放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、医療を受ける他の障害者によ	① 食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって、栄養状態が悪化

(ネグ レク ト)	る身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ることをいう。	している ② あまり入浴しておらず異臭がする・排泄の介助をしない・髪、ひげ及び爪が伸び放題・汚れのひどい服や破れた服を着せている・日常的に著しく不衛生な状態で生活させる・必要とする衛生面や排泄などについての介助を行わない ③ 室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてある・劣悪な住環境のなかで生活させる ④ 褥瘡（床ずれ）ができているにもかかわらず、体位の調整や栄養管理を怠る ⑤ 病気やけがをしても受診させない、又は制限する ⑥ 学校に行かせない、又は制限する ⑦ 必要な福祉サービスを受けさせない、又は制限する ⑧ 他の人に暴力を振るう患者に対して、何ら予防的手立てをしていない ⑨ 同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待を放置する
経済的虐待	障害者の財産を不当に処分すること、その他当該障害者から不当に財産上の利益を得ることをいう。	① 年金や賃金を渡さない ② 本人の同意なしに財産や預貯金を処分し、又は運用する ③ 本人の同意なしに金銭、年金等を管理して渡さない ④ 日常生活に必要な金銭を渡さず、又は使わせない ⑤ 本人の意思や能力にかかわらず、業務従事者が本人の金銭等を過剰に管理する ⑥ 本人の所有している物品を不当に処分する

V. 高齢者虐待

A. 定義

1. このマニュアルにおいて「高齢者」とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に規定する 65 歳以上の者をいう。

2. このマニュアルにおいて「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

B. 類型

高齢者虐待は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

1. 身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えることをいう。

2. 性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせることをいう。

3. 心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。

4. 介護・世話の放棄・放任 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置その他養護を著しく怠ることをいう。

5. 経済的虐待 養護者又は高齢者の親族が、当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ることをいう。

VI. 児童虐待

A. 定義

1. このマニュアルにおいて「児童」とは、児童虐待の防止等に関する法律に規定する 18 歳に満たない者をいう。

2. このマニュアルにおいて「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う行為をいう。

B. 類型

児童虐待は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

1. 身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えることをいう。

2. 性的虐待 児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせることをいう。

3. ネグレクト 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置その他保護者としての監護を著しく怠ることをいう。

4. 心理的虐待 児童に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

VII. ドメスティックバイオレンス(以下、DV)

DV については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める

ところによるもののほか、配偶者からの暴力に関し内閣府男女共同参画局が示す通知、情報等によるものとする。

VIII. 虐待への対応

A. 家族が虐待の加害者である場合

1. 家族が加害者である虐待の対応は、医療安全・感染予防管理室が行うものとする。
2. 入院の同意
 - ① 加害者である家族は、医療保護入院の同意を行えない。
 - ② 加害者である家族が唯一の家族である場合は、市区町村長の同意の申請ができる。
3. 虐待が疑われる場合
 - ① 入院適応
 - (a) 虐待やDVを受けていると判断できる資料を収集して記録する。
 - (b) 該当者が居住している市区町村に対し、虐待の事実や入院の適応がある旨を伝えるとともに、連携して対応の指示を求める。
 - ② 入院不適応
 - (a) 虐待やDVを受けていると判断できる資料を収集して記録する。
 - (b) 該当者が居住している市区町村に対し、虐待の事実や入院の不適応であるが帰宅させられない旨を伝えるとともに、連携して対応の指示を求める。
 - (c) 虐待やDVの種別に応じ、連携する行政機関に連絡するとともに、保護の対応を求める。
 - ③ 帰宅可能
 - (a) 虐待やDVを受けていると判断できる資料を収集して記録する。
 - (b) 該当者が居住している市区町村に対し、虐待の事実や帰宅可能とみられる旨を伝えるとともに、指示を仰ぐ。

B. 病院内における体制

1. 虐待に関する窓口は、次のとおりとする。
 - ① 虐待に関する職員からの相談及び報告の窓口は、医療安全・感染予防管理室とする。
 - ② 虐待に関する本人及び家族等からの相談及び報告の窓口は、医療安全・感染予防管理室とする。
2. 虐待防止責任者は、法人事務局長とし、その職務は、次のとおりとする。
 - ① 虐待又は虐待が疑われる事案に係る相談及び報告を受けること。
 - ② 発生した虐待又は虐待が疑われる事案を関係機関等に通報すること。
 - ③ 発生した虐待又は虐待が疑われる事案に係る事実を確認し、及び倫理委員会に報告すること。
 - ④ その他虐待の防止の推進に関すること。
3. 虐待に係る倫理委員会の職務は、次のとおりとする。
 - ① 虐待防止のための計画づくり
 - ② 虐待防止のチェックとモニタリング

- ③ 虐待発生後の対応
- ④ 虐待が発生した場合の即時通報に関すること

C. 病院内における虐待対応

1. 職員は、虐待の早期発見に努める。
2. 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合
 - ① 虐待又は虐待が疑われる事案の通報義務
 - (a) 明らかに虐待を行っている場面を目撃した場合のみでなく、虐待の疑いがある場合は、事実確認がなくとも報告義務がある。
 - ② 職員の対応
 - (a) 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、直ちに当該部署マネジャーに報告しなければならない。休日・時間外・深夜帯の場合には管理当直看護師に報告しなければならない。
 - (b) 本人及び家族等の安心や安全の確保を最優先とする。
 - ③ マネジャー(休日・時間外・深夜帯の場合には管理当直看護師)の対応
 - (a) 虐待又は虐待が疑われる事案の報告を受けた場合は、「虐待発見のためのチェックリスト(別表1・2・3)」を用いて速やかに虐待の可能性の有無を評価する。
 - (b) 当該部署マネジャーは(a)の結果虐待が強く疑われる場合は、直ちに医療安全管理者に報告しなければならない。
 - (c) 緊急時と認められる場合には、直ちに、当該虐待に係る行政機関又は所轄の警察署に通報しなければならない。
 - ④ 医療安全管理者の対応
 - (a) 医療安全管理者は、院長名で速やかに臨時安全対策委員会を招集する。
検討参加者は以下の通りとする。
 - ・ 院長
 - ・ 診療部門長
 - ・ 担当医師
 - ・ 法人看護局長
 - ・ 当該部署マネジャー
 - ・ 医療相談員
 - ・ 法人事務局長
 - (b) 検討内容は以下の通りとする。
 - ・ 情報収集
 - ・ 問題点の整理
 - ・ 危険度評価
 - ・ 院内対応
 - ・ 保護者対応
 - ・ 関係機関連絡準備

(c) 虐待又は虐待が疑われる事案について報告を受けた場合は、直ちに関係機関に通報する等適切に対処する（別表 4 を参照）。

⑤ 倫理委員会の対応

(a) 虐待又は虐待が疑われる事案について報告を受けた場合は、安全対策委員会の報告を受け倫理委員会を開催する。

⑥ 発生後の組織的対応

(a) 情報の共有

虐待の事実を職員間で情報共有を行い、再発防止策を講じる。

(b) 再発防止に向けて

- ・病院全体で再発防止に向けた取り組みを行う。
- ・各種委員会を活用して多面的な対応を行う。
- ・再発防止計画を作成する。

(c) 就業規則の懲戒事由に該当する場合

- ・虐待の加害者である職員に対し、厳正に懲戒処分を行う。

IX. 雑則

A. 職員研修

1. 研修は、全職員を対象として少なくとも年 1 回開催するものとする。
2. 教育は、新規採用職員を対象として随時実施するものとする。
3. 研修及び教育の内容については、虐待の防止に関する基礎的内容等の知識を普及し、啓発するものとする。
4. 研修及び教育の実施内容については、研修実績簿により記録するものとする。
5. 研修実績簿の保存期間は、2 年とする。
6. 職員は、外部の研修会、講習会等に積極的に参加し、患者等の権利擁護及び医療サービスの質の向上を図ることに努めるものとする。

B. 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用支援

家族がいない、又は家族の支援が著しく乏しい患者等の権利擁護が図れるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携して、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

C. 虐待等に係る苦情解決

虐待に係る苦情が生じた場合は、誠意をもって対応するとともに、都道府県及び市区町村並びに障害者権利擁護センターにおいても苦情を受けつけている旨を家族等にも伝えるものとする。

附則 このマニュアルは 2025 年 4 月 28 日より施行する。
このマニュアルの改廃については「諸規程等の制定に関する規程」に基づいて行う。

付録 2025 年 4 月 28 日 安全対策委員会策定

表1 高齢者虐待発見のためのチェックリスト

虐待の種類		チェック項目 観察ポイント	具体例・補足説明
☐	身体虐待	あざや傷の有無	頭部に傷、顔や腕に腫脹、複数のあざ、頻繁なあざなど。説明がつじつま合わない、説明を拒否、隠そうとする等。
☐		行為の自由度	自由に外出できない、家族以外と話せない等。
☐		態度や表情	おびえた表情、急な不安、家族の前後で態度が異なる等。
☐		話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」等の発言。
☐		態度や表情（補足）	関係者に話すのを躊躇、内容が変化、新サービス拒否等。
☐	放棄・放任	住環境の適切さ	異臭、極端な乱雑、べたべた、冷暖房欠如等。
☐		衣類・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れた下着、汚れたシーツ等。
☐		身体の清潔さ	異臭、髪の毛の汚れ、皮膚潰瘍、爪の伸び放題等。
☐		適切な食事・医療・介護サービス	やせ、脱水、偏った食事、受診拒否、必要なサービス未利用等。
☐		支援のためらい	援助専門家と会うのを避ける、話したがない、拒否的等。
☐	心理的虐待	体重の増減	急な体重減少、やせすぎ、拒食や過食等。
☐		態度や表情	無気力、投げやり、無表情、急な変化等。
☐		話の内容	話したがない、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」等の発言。
☐		適切な睡眠	不眠、不規則な睡眠等。
☐		高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的等。
☐		高齢者への話の内容	「早く死んでしまえ」など否定的発言、コミュニケーション拒否等。
☐	性的虐待	出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え等。
☐		態度や表情	おびえた表情、怖がる、人目を避けたがる等。
☐		支援のためらい	関係者に話すのをためらう、援助を受けたがない等。
☐	経済的虐待	訴え	「お金を取られた」「年金が入らない」「貯金がなくなった」等の発言。
☐		生活状況	資産と生活の落差、食べ物に困る、年金通帳・預貯金通帳がない等。
☐		支援のためらい	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう等。

表2 児童虐待発見のためのチェックリスト

分類		チェック項目 観察ポイント	具体例・補足説明
☐		低身長・体重増加不良	低身長（cm）、体重増加不良（kg）
☐		全身	栄養障害、内臓出血、原因不明の脱水症状、繰り返す事故、新旧混在する多数の打撲や傷、多数の小出血、その他
☐		皮膚	不審な傷口、不自然なやけど、新旧混在する多数の打撲や傷、多数の小出血、その他
☐		骨	新旧混在する多発骨折（全身骨 X 線・顔面骨 CT 所見）、口捻転骨折、乳児の肋骨骨折・長管骨骨折、その他
☐		内臓	内臓損傷、内臓破裂、その他
☐		眼、耳鼻	眼外傷所見（白内障・出血・網膜剥離）、眼窩内側骨折、鼻骨骨折、鼓膜損傷、その他
☐		頭部	頭蓋骨骨折、口頭蓋内出血（特に硬膜下出血）、脳挫傷、その他
☐		口腔内	歯肉や舌の小さな凝血、舌小帯の微妙な裂傷（泣いている幼児の口に瓶や拳を突き当てる等）、その他
☐		性器	性器や肛門及び周辺の外傷やただれ、若年の妊娠・中絶・出産（性的暴行との関連も考慮）、その他
☐		行動・心理面	極端なおびえや情緒不安定、円形脱毛、チック、胃潰瘍等の心身症、自傷・自殺企図、食行動異常（過食・盗食）、無表情、無感動、無関心、その他
☐	親の態度や言動	あいまい・矛盾した説明	
☐		発症から受診までの時間が長すぎる	
☐		病気・外傷や治療、経過に関心を示さない	
☐		入院が必要でも拒否する	
☐		入院させても面会や付き添いに消極的	
☐		勝手に外来を中断・転院する	
☐		アルコール・薬物依存、統合失調症などの疾患がある	
☐		医療関係者に挑発的・被害的態度、衝動的行動が多い	

表3 障害者虐待発見のためのチェックリスト

CK	虐待の種類	チェック項目 観察ポイント	具体例・補足説明
☐	身体虐待	あざや傷の有無	頭部に傷、顔や腕に腫脹、複数のあざ、頻繁なあざなど。説明がつじつま合わない、説明を拒否、隠そうとする等。
☐		行為の自由度	自由に外出できない、家族以外と話せない等。
☐		態度や表情	おびえた表情、急な不安、家族の前後で態度が異なる等。
☐		話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」等の発言。
☐		態度や表情（補足）	関係者に話すのを躊躇、内容が変化、新サービス拒否等。
☐	放棄・放任	住環境の適切さ	異臭、極端な乱雑、べたべた、冷暖房欠如等。
☐		衣類・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れた下着、汚れたシーツ等。
☐		身体の清潔さ	異臭、髪の毛の汚れ、皮膚潰瘍、爪の伸び放題等。
☐		適切な食事・医療・介護サービス	やせ、脱水、偏った食事、受診拒否、必要なサービス未利用等。
☐		支援のためらい	援助専門家と会うのを避ける、話したがない、拒否的等。
☐	心理的虐待	体重の増減	急な体重減少、やせすぎ、拒食や過食等。
☐		態度や表情	無気力、投げやり、無表情、急な変化等。
☐		話の内容	話したがない、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」等の発言。
☐		適切な睡眠	不眠、不規則な睡眠等。
☐		高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的等。
☐		高齢者への話の内容	「早く死んでしまえ」など否定的発言、コミュニケーション拒否等。
☐	性的虐待	出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え等。
☐		態度や表情	おびえた表情、怖がる、人目を避けたがる等。
☐		支援のためらい	関係者に話すのをためらう、援助を受けたがない等。
☐	経済的虐待	訴え	「お金を取られた」「年金が入らない」「貯金がなくなった」等の発言。
☐		生活状況	資産と生活の落差、食べ物に困る、年金通帳・預貯金通帳がない等。
☐		支援のためらい	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう等。

表4 虐待対応フローチャート

